

平成 24 年度第 2 回練馬区消防団運営委員会要点記録

1 日時

平成 24 年 7 月 17 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分まで

2 会場

練馬区役所本庁舎 7 階災害対策本部室

3 委員長および委員の出欠状況

(1) 出席者 (14 名)

志村委員長、櫻井委員、高橋委員、野上委員、むらまつ委員、内田委員、浅沼委員、米沢委員、鈴木委員、笹原委員、馬場委員、中村委員、鳥海委員、小池委員

(2) 欠席者 (3 名)

小泉委員、篠田委員、小林委員

4 議事内容 (要旨)

(1) 開会

【司会進行】

本日の内容は、平成 23 年 8 月に都知事から諮問された「東日本大震災を踏まえ、地域特性に応じた即時性の高い消防団活動について」に対する答申を、前回に引続いて委員の皆様にご審議をいただいて決定することである。

(新委員の紹介などを行う。)

(2) 委員長あいさつ

【委員長】

今日は非常に暑い中、また、皆様方大変ご多忙の中、ご参集賜り御礼申し上げます。先ほど司会から話があったように、本日の中身は昨年 8 月に都知事から諮問された「東日本大震災を踏まえ、地域特性に応じた即時性の高い消防団活動について」に対する答申を決定させていただくことである。

多くのご意見等を頂戴しながら、答申を決めていきたい。よろしく願い申し上げます。

(3) 議事

【事務局】

(答申 (案) について、前回からの変更点を中心に事務局から説明を行う。)

【委員長】

今の説明に対して、ご意見ご質問があればご発言いただきたい。

【高橋委員】

答申書そのものに異議はないが、一つだけ質問させていただきたい。分団本部の整備状況について、一覧表の中で「私有地」というものが結構ある。これを区に全てお願いするわけにはいかない。東京消防庁が中心となって、都の全ての局が横断で情報交換しながら都有地を活用しなければ、区に申し訳ないという気持ちがある。

消防総監名で各区に分団本部を作るためにご協力ご理解をいただきたいという文書が出てからかなり経つが、これをみるとまだまだ私有地がある。

公有地で分団本部を早く整備するべきだと思うが、何か進んでいるものがあれば、今日現在でご案内いただきたい。

【委員長】

ただ今のご意見であるが、分団本部の敷地については、公有地、都有地、区有地を分けずに、公有地として確保することが望ましいのはそのとおりである。東京消防庁として、どのような考え方を持っているかご披露していただきたい。

【事務局】

今回の答申（案）にこの表を付けるにあたり、私有地から都有地に分団本部を新たに設置するよう、お願いをしていきたいと思っている。

現在の進捗状況というところでは、練馬消防団1分団の分団本部、これが80㎡級の分団本部となる予定である。事業的には、この一事業が本年度のものである。

【高橋委員】

例えば、土支田の補助235号線が、今、整備されつつある。そしてその土支田が区画整理されて、分団本部が整備された。そういう風に、区と都と、場合によっては国の土地でもそうだが、これはスピードアップしなくてはいけない事業だと私は思う。区民にとっては、区も都も国も関係ない。公有化というか、公地をしっかりと利用して、安全なまちづくりの基本的なことだと思うので、頑張りたいと要望しておく。

【委員長】

それでは、練馬区の立場、考え方を申し上げる。

私が区長になってから、全ての分団本部を見て回った。非常に劣悪な条件のところも多くあると感じた。そこで私は、区有地を提供したいと考えた。しかし、区有地といっても、遊休区有地はないので、学校施設の開放である。まず最初に、中村西小学校に分団本部を新築した。それから、土支田の豊溪小学校にも分団本部を新築した。土地の提供は練馬区として頑張れるだけ頑張り、建物のほうは東京消防庁で建てていただくということで分担ができています。練馬区としては、学校の敷地が不整形であるとか、面積が少ないとか、学校運営上問題がある場合は別として、学校用地の提供には大いに力を入れていきたいと考えています。

ただ、このことについて東京消防庁や各消防署に文書を出しているということはない。事実行為として進めていきたいということで、努力している。各消防団あるいは消防署から申出があれば、可能な限り協力する体制が数年前からできていることをご承知おきいただきたい。

全部が全部素直に提供ということにはならないかもしれないが、有事の際の大事な拠点であるから、協力をしてもらうということで、練馬区が学校に対して、強力に申入れをしていくという運びになろうと思っている。分団本部の建て直し等を検討している場合には、お知らせいただきたい。

答申（案）の修正について、他にご意見等があれば伺いたい。

【各委員】

（異議なし）

【委員長】

それでは、都知事に答申させていただく。

これから後の進行は、事務局にお願いする。

(4) その他

【司会進行】

答申（案）に関する内容以外で、ご意見、ご質問等があればお受けする。

【各委員】

（特になし）

【司会進行】

特にご意見、ご質問等がなければ、4のその他事項は終了させていただく。

これで本日の案件は全て終了である。

閉会に先立ち、消防団長を代表して、練馬消防団の中村団長よりごあいさつをいただく。

(5) 代表団長あいさつ

【中村委員】

三回にわたってご審議をいただき、お礼申し上げます。私たち消防団員のために、いろいろ区でご便宜を図ってくださり、また、今、区長から話のあった分団本部整備についてなど、大変心強く思っている。またそれは、団員が大変喜ぶものである。

我々消防団員は、事あらば三署三団が一丸となって区民の負託に応えていく。

(6) 閉会

【司会進行】

これをもって、本日の消防団運営委員会は全て終了である。

今回の答申の今後の取扱いについては、東京都の事務局で23区全体で答申のとりまとめを行い、東京都としての対応策が示されることになる。

なお、新たな諮問事項については、都知事より諮問がされ次第、皆様にまたご案内をさせていただきます。